

農福連携専門人材育成・普及啓発推進事業業務委託に係る
企画提案募集要領

1 業務概要

- (1) 業務名
農福連携専門人材育成・普及啓発推進事業業務委託
- (2) 業務目的及び内容
別紙「農福連携専門人材育成・普及啓発推進事業業務委託仕様書（公募用）」による
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 26 日まで
- (4) 契約限度額
5,200,000 円（税込み）
- (5) 業務所管課
沖縄県農林水産部村づくり計画課

2 応募方法等

- (1) 参加申込
 - 申込期限：令和 7 年 6 月 20 日（金）12 時必着
 - 提出書類：参加申込書【様式 1】
 - 提出方法：持参又は郵送（必着）で提出すること
 - ※ 共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。
- (2) 企画提案書
 - 提出期限：令和 7 年 6 月 27 日（金）12 時必着
 - 提出書類：「3 応募書類」を参照
 - 提出方法：持参又は郵送（必着）で提出すること
- (3) 質問等の受付及び回答
 - 提出期限：令和 7 年 6 月 6 日（金）12 時必着
 - 提出書類：質問書【様式 9】
 - 提出方法：FAX 又はメール（必着）で提出すること
 - 回答方法：質問に対する回答は、ホームページに掲載する
 - 個別の回答は行わないものとする。なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

上記(1)～(3)について、提出先は以下のとおりとする。

沖縄県農林水産部 村づくり計画課 農村活性化推進班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 （県庁舎 10 階）

電話 098-866-2263 / FAX 098-869-0557 / メール aa045306@pref.okinawa.lg.jp

※ 郵送の場合は到着確認が可能な手段で提出すること。

※ FAX 又はメールの場合は受信確認を行うこと。

3 応募書類

参加申込書【様式1】を提出したものは、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本6部提出すること。

(1) 提出書類

① 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

② 企画提案書

A4版・縦横自由、長辺綴じ（縦の場合は左綴じ）、ページ番号を付し20ページ以内とすること。

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためイラスト、イメージ図等を使用し、「4 企画提案内容」の各項目の記述を必須とする。また、「農福連携専門人材育成・普及啓発推進事業業務委託仕様書（公募用）」を参照すること。

③ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

④ 法人（会社）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

⑤ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

⑥ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】

⑦ 社会保険に加入義務がないことについての申出書

（※社会保険に加入義務がない場合）・・・・・・・・・・・・・【様式6-2】

⑧ 共同企業体構成書（共同企業体等の場合）・・・・・・・・・・・・・【様式7】

⑨ 共同企業体協定書（共同企業体等の場合）・・・・・・・・・・・・・【様式8】

⑩ 添付書類

(a) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

(b) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(c) 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

(d) 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

(e) 納税証明書

・ 県税：県税全税目について滞納がない旨の証明書

・ 国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書

（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）

(f) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

○ 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること（以下は例）

➤ 労働局からの領収済通知書（領収印のあるもの）

➤ 納付書・領収証書（領収印のあるもの）

➤ 口座振替結果のお知らせ（提出者名が入っている部分を含む）

➤ 労働保険事務組合からの領収書

➤ 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

(g) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

○ 申請日直近の、健康保険・厚生年金保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること（以下は例）

➤ 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

- 納付書・領収証書（領収印があるもの）
- 領収済通知書（領収印があるもの）
- 社会保険料納入通知書
- 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

※ 共同企業体等の場合、上記④から⑦、及び⑩について、共同企業体等の構成員ごとに提出すること。

※ 各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

(2) 参加申込書及び企画提案書の内容の変更について

参加申込書及び企画提案書の提出期限後において、原則として参加申込書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

4 企画提案内容

企画提案書は次の内容について記述すること。詳細は、仕様書のとおりとする。

- (1) 提案事業名・提案概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務に関する企画
 - ① 農福連携技術支援者育成研修の実施
 - ② 農福連携の周知を図る講演会等の実施
 - ③ 農福連携技術支援者フォローアップ研修の開催
 - ④ 農福連携推進検討会の開催

5 積算見積に関する要件

積算にあたっては、総額 5,200,000 円（税込み）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は概ね次の内容で作成し、各費目の単価、内訳及び金額の根拠等を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費

- (a) 旅費（調整、講師等派遣費等）
- (b) 謝金（研修及び講演会講師への謝金）
- (c) 消耗品費（研修等）
- (d) 通信費
- (e) 賃借料
- (f) 印刷製本費
- (g) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

ウ 一般管理費（ア直接人件費及びイ直接経費の合計額の10%以内）

※ 再委託費あれば一般管理費の算定から除く。

エ 消費税

6 提案の審査・選定等

(1) 企画提案書の評価基準

原則として評価項目毎に次に記す評価により採点する。

ア 基本的事項等や円滑な遂行について（10点）

目的及び概要の把握、農村振興の知見、適切な実施体制、必要な経費計画（積算書）

イ 企画提案の内容について（40点）

- ・農福連携技術支援者育成研修の実施
- ・農福連携の周知を図る講演会等の実施
- ・農福連携技術支援者のフォローアップ研修の開催
- ・農福連携推進検討会の開催

(2) 企画提案審査会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する企画提案審査会において審査を行い受託候補者を選定する。

(3) 企画提案審査会（以下、「審査会」という。）

① 予 定 日：令和7年7月11日（金）（予定）

② 実施方法：応募者によるプレゼンテーション

※ 提案書のプレゼンテーションは、1者15分程度とし、説明終了後に質疑応答を10分程度行うものとする。

※ プレゼンテーションについては、提出された企画提案書による書面のみで行う。

(4) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」と言う）について、村づくり計画課にて一次審査を行った後、審査会において受託候補者を選定する。一次審査は主に応募資格の確認及び提出書類の不備を確認する。提案書が複数ある場合は、一次審査において審査の対象となる者を選定する場合がある。

審査会での審査は、審査会の委員が上記(1)の評価基準を基本として評価し、採点する。

各提案書に対する各委員の評価の持ち点は50点とし、各提案書に対する各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員のつけた順位をポイントとして置き換え、全委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を上位として受託候補者とする。なお、最もポイントの小さい上位者が2人以上あるときは、協議により受託候補者を選定する。

各委員の総合得点が、配点の5割（25点）以上の提案者の中から受託候補者を選定するものとし、5割に満たない点数を付けた委員が1人でもいる場合は、その提案者は受託候補者ではないものとする。

(5) 審査内容の公表

審査は非公開とし、審査の内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(6) 審査結果の通知：令和7年7月中～下旬（予定）

※ 応募者あて文書で通知する。

(7) 委託契約の締結時期：令和7年7月中～下旬（予定）

7 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(注)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 提出書類の受付期間内において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税（個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。））の代表者（団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

- (9) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (10) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「農福連携専門人材育成・普及啓発推進事業業務委託仕様書」に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (11) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副担当者を各 1 名以上割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (12) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本

店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が(1)～(8)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者全体で(9)～(10)の要件を満たす者であること。

エ (11)の要件について、共同企業体を代表する事業者に正副各1名以上、その他の事業者においては1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

オ 共同企業体を代表する者は、当該業務委託完了後においても、共同企業体等を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

8 契約に関する条件等

(1) 契約方法

選定された候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約金額については、選定された候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された積算書と同額とならない場合がある。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定により、契約額の100分の10以上の額を納付する必要がある。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。（※1）

(4) 支払条件

受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法となる。

ただし、実施計画書に基づき、委託契約額の80%の範囲内で概算払いをすることができる。

(5) 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受託者の責に帰さない事由により、企画提案内容の遂行に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

(6) 業務実施計画書

委託契約締結の日から10日以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。なお、業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

※ 契約保証金の免除について

沖縄県財務規則

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号）第100 条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本要領に違反すると認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 1 事業者（1 共同企業体）当たり、提案は1 件とする。
- (4) 事務取扱については、沖縄県の休日定める条例(平成3 年沖縄県条例第 15 号)第1 条第1 項に規定する県の休日を除く、午前9 時から午後5 時までとする。
- (5) 企画提案及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。